

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年4月28日

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成28年平泉町議会定例会4月第2回会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本4月第2回会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本4月第2回会議に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付しておりますからご了承願います。

なお、石川監査委員から公務出張のため欠席届が出されておりますことを申し添えます。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、3番、阿部圭二議員、4番、三枚山光裕議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本4月第2回会議の期間は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、期間は、本日1日限りと決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第32号 新平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議案案件1件について説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第32号 新平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについてでございます。

提案理由でございますが、新平泉町総合計画前期基本計画が平成27年度をもって終了し、新平泉町総合計画基本構想に基づき、その実現を図るための推進すべき施策や目標指標を体系的に示すものとして、新たに平成28年度から平成32年度までの平泉町総合計画後期基本計画を策定することから、地方自治法第96条第2項及び平泉町議会基本条例第10条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、平成28年平泉町議会定例会4月第2回会議議案第32号 新平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについての補足説明を申し上げます。

議案第32号別冊に基づきましてご説明申し上げます。

この計画につきましては、地方自治法第96条第2項及び平泉町議会基本条例第10条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

最初に、新平泉町総合計画の成り立ちと期間についてご説明いたします。

総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の基本構想が策定されております。この構想は、平成23年3月28日に議決いただきましたもので、今後5年間もいかされていく構想となります。そして、その基本構想に基づいた平成23年度から平成27年度までの前期基本計画、そしてこのたび審議いただきます平成28年度から平成32年度までの後期計画から成り立っております。さらに、それらに基づいた毎年見直します3年間の実施計画が下についております。そして、その計画を実現するために、各課においては様々な事務事業を行っているという形になっております。

このような成り立ちでございますので、このたび審議いただきます後期基本計画は、基本構想を実現するための最上位の計画となりますことから大局的なものでございますので、この計画に掲載されていない事業は行わないというものではないということをお含みいただければと思っております。

それでは、議案第32号別冊の説明をいたしたいと思っております。

2ページをご覧ください。

新平泉町総合計画後期基本計画の体系図を示しております。

基本構想に基づいた将来像「やすらぎと文化をおりなす 千年のまちづくり」、この将来像を平成32年までに実現するという形で、それを実現するために3つのまちづくり戦略と1つのプロジェクトが示されております。3つのまちづくり戦略は、「協働のまちづくり体制の確立」「やすらぎと文化・交流のまちづくり体制の推進」「安全・安心のまちづくりの推進」プラス「“浄土のまち平泉”プロジェクト」という3つの戦略と1つのプロジェクトから成り立っております。

さらに、それらを実現するために、6つの基本目標が示されております。そして、この基本目標を実現するために、32の基本施策があります。さらに、その下に数多くの事務事業から成り立っておるとい成り立ちでございますので、この後期基本計画にないからといって、先ほど申し上げたとおり、現実に実現はしないというものではないということをお含みいただければと思っております。

3ページをご覧ください。

新前期基本計画の総括が載っております。5年前の後期基本計画の全施策の達成度は72.7点でございましたが、このたびの新前期計画の全体評価は82.2点ということで、前回の計画を上回っておるとい形になっております。評価の点数のつけ方等々につきましては、文書のほうをご覧くださいというふうにご考えております。

それでは、このたびの後期基本計画のほうに移りたいと思っております。

17ページをご覧ください。

基本目標1「みんなにやさしい 健康・福祉・子育て応援のまち」という形の目標が示されております。

「1 保健・医療の充実」、現状と課題の部分に関しましては文章を更新しております。さらに、基本方針、施策の体系等々には大きな変化はございません。

19ページをご覧ください。

目標指標の中で新たに追加されたものとしては、「ゲートキーパーの養成者数」というものが新たな目標指標に追加されております。

これからご説明いたしますところは、前期計画にない新たに盛り込まれた部分、すなわち後期計画で重点的に行っていくという部分についてご説明をいたしていきますので、ご了承いただければと思います。

このゲートキーパー養成者数というものは、自殺者を防ぐという形の、ゲートキーパーというのは日本語に訳しますと門番にあたるということですので、自殺をする方を減らしていくという形で、早期にそういう状況を見抜いていく人たちを養成していくという数が新たに指標に追加されております。

21ページをご覧ください。

「2 地域福祉の充実」という形の施策が出ております。

基本施策です。これらに施策の体系等に変化はございませんが、文章等々を更新しております。

24ページをご覧ください。

「3 高齢者福祉の充実」ということで文章を更新しております。

25ページ、施策の体系の中に新たな部分が追加されております。「(3) 地域包括ケアシステムの構築」、これが新たに追加されております。

目標指標の中にも、「認知症サポーター」の数、これらが目標指標に新たに追加されたところでございます。

27ページをご覧ください。

「4 障がい者福祉の充実」、ここを文章を更新しておるところでございます。

28ページの目標指標に、新たに「地域生活支援拠点」という部分が追加されております。これは現在1カ所もございませんが、平成32年度までには1カ所設けたいという形の指標となっております。

30ページをご覧ください。

「5 子育て支援の充実」というところになります。文章を更新しております。

31ページ、施策の体系の中に新たに「(6) 放課後児童健全育成事業の充実」ということが追加されております。これは前期計画からも行ってきていたものでございますけれども、このたび新たに特出しで出てきておるものになっております。

それに伴いまして、32ページの目標指標の中に「子育て支援センター利用数」、あとは「乳児家庭全戸訪問」、「病児・病後児保育事業」、これらが新たに追加されております。

33ページをご覧ください。

「6 医療保険・年金等の充実」の部分になります。ここは文章が更新されております。

36ページから基本目標2に移ります。「みんなで創る 魅力と活力にあふれる産業のまち」ということで、新たに文章が更新されております。

37ページの施策の体系の中、「(4) 地産地消の推進」が新たに追加されております。

次に、「（５）東稲山麓地域の世界農業遺産への登録推進」、これも新たに加えられたところになっております。

それらに伴いまして、目標指標等々に新たな部分が多く加えられております。

40ページでございますけれども、「予約サイトによる農村生活体験受入者数」、「集落営農組織の設立」、これらが新たに加えられたところでございます。

41のページの「人・農地プランにおける中心経営体数」等々も新たに加えられたものになっております。

44ページをご覧ください。

「２ 商業の振興」になります。ここは文章が更新されております。

45ページをご覧ください。

目標指標の中に「創業数（第二創業含む）」と「平泉を代表する特産品開発件数」が新たに加えられたところとなっております。

47ページをご覧ください。

「３ 工業の振興」でございます。ここは文章が更新されております。

50ページ、「４ 観光・交流の推進」になります。

51ページになりますが、施策の体系の中、「（７）インバウンド観光の推進」が新たに加えております。今後の観光客数を増やしていくという意味では、このインバウンド観光を推進するということは、平泉町としても大きな目標に掲げておるところでございます。

55ページをご覧ください。

「５ 雇用・勤労者対策の充実」でございます。ここも文章を更新しておるところでございます。

58ページから基本目標３に移ります。「みんなが主役 人が輝く教育・文化・スポーツのまち」でございます。

59ページをご覧ください。

施策の体系の中に「（６）地域資源を活かした生涯学習の推進」が新たにつけ加えられております。これも従前から取り組んできたことではございますが、このたび地方創生といたしまして政府が進めておりますが、やはり地域学習というものが非常に重要だということで新たに盛り込まれたところとなっております。

61ページ、「２ 生涯スポーツの振興」、ここは文章が更新されておりますし、中身等々に大きな変化はございません。

64ページ、「３ 幼児教育・学校教育の充実」でございます。

65ページの施策の体系の中に、「（６）いじめや不登校への対応」、これが新たにつけ加えられたところでございます。

68ページ、「４ 青少年の健全育成の推進」でございます。ここは文章が更新されておりますが、新たな目標指標等々に変化はございません。

70ページ、「５ 地域文化の振興」でございます。ここも文章が更新されております。

72ページ、「6 文化遺産の保存と活用」でございます。

施策の体系の「(5) 無量光院跡の復元整備」がこれが新たに入れられております。これは無量光院の復元整備が完了することに伴って新たに出てきたという形になっております。

76ページから基本目標4でございます。「やすらぎの確保 自然にやさしい快適生活環境のまち」でございます。ここは文章を更新しております、77ページ、施策の体系(7)でございます。「自然環境の保全」という部分が新たにつけ加えられております。

(「(6)」の声あり)

まちづくり推進課長(八重樫忠郎君)

すみません、「(6) 自然環境の保全」が新たにつけ加えられております。これは動植物等の保護、あとは環境保全というものを今後進めていくという形のものでございます。

79ページをご覧ください。

「2 廃棄物処理対策の充実」でございます。

この現状と課題の中にも、文章の中にございますが、「ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら広域のごみ処理体制の充実を図る」という形でうたわれております。

82ページをご覧ください。

「3 上水道・下水道の整備」でございます。ここも文章が更新されております。

85ページ、「4 公園・緑地・水辺の整備」でございます。ここに関しましても文章等々、数値等々が更新されておるといところでございます。

87ページ、「5 景観の保全・整備」でございます。ここも文章が更新されておりました、環境整備等々を進めていくという形になっております。

89ページから基本目標5「ふれあいの醸成 定住と交流を支える生活基盤のまち」でございます。

ここでは、スマートインターチェンジ周辺の整備等々に関しまして新たに盛り込まれておるといところでございます。

その中でも、90ページでございますが、主要施策の中に(4)、これは以前からもありますが、さらに(仮称)平泉スマートインターチェンジの整備、周辺等々を進めていくという形でうたわれております。

92ページから「2 住宅・市街地の整備」でございます。

ここでも基本方針の中に、「スマートインターチェンジ周辺の土地利用計画を定め、新たな市街地の形成を図る」という文章がうたわれております。

それに伴いまして、施策の体系の中、「(5) (仮称)平泉スマートインターチェンジ周辺の土地整備」という形で盛り込まれております。

94ページをご覧ください。

「3 交通安全・防犯体制の充実」でございます。ここも文章が更新されておるといところでございます。

97ページ、「4 消防・防災・救急体制の充実」でございます。

ここで新たに盛り込まれておるものとしましては、98ページの主要施策の中の「（１）消防団の活性化」の部分に、２行目でございますが、「団員や機能別団員の確保対策の強化や研修・訓練の充実による資質の向上等、消防団活性化対策を推進します」という文章が新たに盛り込まれております。

101ページをご覧ください。

「５ 情報化の推進」になっております。

この中では、施策の体系の中の「（２）個人情報の保護と情報セキュリティ対策の強化」ということで、ここの部分が新たに強化として盛り込まれております。

104ページをご覧ください。

「６ 消費者行政の充実」でございます。ここも文章が更新をされておりますし、新たなる指標はございませんが、指標目標等々が更新されております。

106ページをご覧ください。

基本目標６でございます。「ともに歩む みんなで進める協働のまち」。

「１ 町民参加のまちづくりの推進」ということでございます。

この中で、施策の体系の中でございますが、「（３）協働のまちづくり交付金」が新たに盛り込まれております。これは前期計画の段階からスタートしているものでございますが、今回新たに（３）として盛り込んだものでございます。さらには、「（４）平泉若者会議」を設置するという形が新たに盛り込まれております。

それに伴いまして、107ページでございますが、目標指標の中に「協働のまちづくり交付金事業数」というものが出ておりますし、「平泉若者会議開催回数」、今まではありませんでしたが、年２回は開催したいというふうに考えておるところでございます。

109ページ、「２ コミュニティ活動・ボランティア活動の充実」でございます。

この中に、現状と課題の真ん中の段落の中で、「また」からの部分に関しまして、「「地域課題対応事業」については、地域が抱える課題の解決に向け、平成27年度から復活して実施しています」と、その次でございます、「対応化の名事業」という形でちょっと変換ミスがございまして、ここは「対応可能な事業」という形になりますので、ここの部分は後ほどシールで訂正させていただきますというふうに考えております。

次に、112ページでございます。

「３ 男女共同参画・人権尊重社会の形成」でございます。ここの部分に関しても文章を更新しておるとおるところでございます。

115ページでございます。

「４ 持続可能な自治体経営の推進」でございます。ここに関しましても、文章等を更新しておるとおるところでございます。

以上、新平泉町総合計画後期基本計画について補足説明を申し上げます。

なお、本計画につきましましては、毎年各課に達成状況を確認し、進捗状況の進捗管理を行ってまいりますというふうに考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

高橋伸二でございますが、ただいま提案されました後期基本計画についていくつか考え方をお聞きしたいというふうに思いますが、まず冒頭に町長に確認したいというふうに思いますが、本日提案をされました新平泉町総合計画後期基本計画は、平泉町第4次行政改革大綱に基づき作成をされ、その目的は、全ての町民が心の安らぎを感じられる住みよいまちづくりをするための行財政改革指針として作成されたと、その計画であるというふうに理解してよろしいでしょうか、町長。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

ただいま高橋伸二議員がおっしゃったように、第4次のそういう大綱に基づいて、計画に基づいて、そして財政との検討もしながらの計画であるということで、見通しもつけながらの計画であるというふうに認識していただいて結構です。

議 長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

ありがとうございます。

そうしますと、平成28年3月に定められました平泉町第4次行政改革大綱がございますね。この行政改革大綱の中で言われています行政改革の基本的な考え方とその必要性として2つ列記をされています。

その1つは、町民ニーズに的確・適切に対応し、行政サービスを提供するためには、1つとして行政の効率化、2つはスリム化、3つは協働のまちづくりを視点に進めるのだと、そしてこれまでの行財政改革をより一層進める必要があるというふうに述べています。

2つ目には、今後さらに厳しい状況に遭遇しても、自立した運営ができるだけの財政基盤を確保しておくことが求められると。そのために、さらなる財政構造の健全化を図っていくと。

したがって、今日提案をされました新平泉町総合計画を着実に推進し、効果的・効率的な行政経営に取り組むための指針だというふうに位置付けている。この認識に間違いはないというふうに思うのです。

大きな2つは、さらにその具体的な方策の項のところでは、5つの推進策を提起をされています。その1つに健全な財政運営の推進を掲げて、1つは将来を担う若い世代に過大な負担を強い

ることのない身の丈に合った財政運営に努めるというふうに明記をされています。私は副議長選挙に立候補したときに、平泉町の財政というのは非常に硬直していますよと。したがって、財政の基本というのは「入るを量りて出づるを制する」という言葉にあるとおり、そのことを実践すべきでないですかということをお場で訴えさせていただきました。そのことがこの基本方針に書かれてあるのです。非常に私は好ましいことだと、この点はそう思うのです。

2つは、少ない職員体制の中でいかに機能的でいきいきした組織をつくるかと、これは課題だというふうに明記をしています。そのために、定員適正化計画を策定をすると言っているのです。そして、少数精鋭の組織体制確立を目指すというふうに定義付けています。

3つ目には、そうしたものを盛り込んだ平泉町総合計画を実現するために職員の意識改革が重要だと、明確にこう表現されているのです。ここはしっかり受けとめていただきたいと思うのですが。そのために平泉町人材育成基本方針に基づいて人材の育成を図ると、このように言われています、書かれてあります。

そこで、まず最初に6点伺いたいのですが、1つは定員適正化計画というのは、いつ、どのような手続で議論をされて、その場合は議会に提示をされるのでしょうか。

2つ、定員算定基準というのはどのように定められているのでしょうか。

3つ、人事評価制度の効果的な運用を図るといふふうに表記をしていますが、評価制度の内容及び評価制度の課題をどのように分析をされておられますか。

4つ、勤怠管理というのが極めて重要なわけですが。勤怠管理のためのタイムカードを、なぜ平泉町は導入をしていないのですか。その理由を教えてください。

5つ目、今後も導入する計画はないのでありましょうか。

6つ目、平成27年度の職員の時間外労働時間の実態と、1人平均時間外労働時間はいくらになっているのでしょうか。

以上、6点について町長いかがですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

（「議長」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

はい。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

異議あり。私は町長に質問したので、町長が基本的なことを答えて、補足があれば担当課長が答えるべきではないですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれ今回お示しした計画が基本計画であります。いずれ細部にわたっては担当課長に説明を

いたさせます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに1点目、定員適正化計画はいつ、どの場所で策定されているのかというようなところでございます。定員適正化計画につきましては、庁内で組織してございます、幹部職員で組織しております行財政改革推進委員会というものがございます。その中で、昨年度末の委員会の中で、現在のお示ししている定員適正化の計画を策定したところでございます。

また、定員の算定基準というお話でございましたけれども、これについては総務省等で示されているものはございません。参考になるものとしたしましては、類似団体の示している数値等がございますので、それらは一つの参考にはなるかなと思ってございます。あと、実際的には、それぞれ各課からのヒアリング等も含めまして、実際、今回、定員数を示させていただいたところでございますけれども、それぞれ各課からの要望を聞けば、その中でもまだまだ不足しているというような状況ではございました。ただ、その行財政改革の中、本来であれば人員削減の方向に進めるべきものではあるかなというふうには理解しているところでございますけれども、実際に住民ニーズに対応するための事務事業等の増加等もございますことから、今回前期計画に比しまして1人プラスの114名の設定をさせていただいたというようなところでございます。

それから、評価制度の分析、人材育成に関することでございますけれども、評価制度につきましては平成27年度から導入をさせていただいているところで、まだ具体的な形でこれらを将来的には、今現在はこれについては人材育成の一つの手法として活用させていただいているというふうなものでございます。ただ、国のほうでは、これが連動した形で、給与等にも連動するような方向でというようなことの指導されているところでございますけれども、今現在はそれぞれ職員の資質向上等に向けた人材育成に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、タイムカードの関係でございます。タイムカードにつきましては、まず平泉町職員、現在113名体制でございますけれども、その中の管理に対応しましては、いずれ昔ながらの出勤簿、それから退庁する際には警備員室の前にあります最終退庁者記録簿というふうなものもございますので、それらによる管理で今は十分対応できているものというふうに考えているところでございます。いずれ各課に出勤簿等は設置してございますので、その中でもし遅刻等があればそれらでそれぞれの管理職が確認しながら指導していくというふうな体制をとっているところでございます。

また、今後の導入の予定というふうなことでございますけれども、今申し上げましたとおり、今現在の職員数の中で推移するのであれば、今の方法で十分対応可能であるかというふうに感じてございますし、出退管理につきましても今の方法で対応できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、時間外の話でございました。時間外につきましては、平成27年度の時間外について申し上げます。時間外の各課の総時間外数でございます。平成27年度につきましては、1万

7,527時間というふうな時間外になってございまして、1人当たりの年間時間外が112人の該当する人数で割りかえますと、375……失礼いたしました。ただいま申し上げましたのは時間外の手当の額でございまして、156.5時間というふうな時間になっているところでございます。というような状況でございます。

この定員適正化計画の議会への同意でございますけれども、これにつきましては同意案件ではございませんので、提出する内容ではないというふうなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

ありがとうございます。

いくつかあるのですが、再質問の制限もあるようでございますから、1つは適正要員適正化計画、それから要員算定基準、人事評価制度、これらについては求めれば資料として提示をしていただけますでしょうか。これが1つです。

それから、勤怠管理の関係でタイムカードのことを質問させていただきましたが、現状やっている勤怠管理で十分ですと、こういう言い方をされているのですが、それはそれで現時点の対応ですからよろしいかと思うのですが、厚生労働省が策定をしています労働時間を適正な把握のために使用者が講ずべき措置というのがございます。この中に、いわゆるタイムカードや電子カードなどでの管理をしない場合は、使用者は何をしなければならないかということが定められています。それはやられていますか。これはイエスかノーでいいです、答えは。それを教えてください。

それから、113名の職員がいるらしいのですが、1人平均労働時間を算出するときは112人だということなのですが、1名はどういう役職の方なのですか。

それから、タイムカードによる勤怠システムを導入する必要はないと考えていると言いますから、わかりました、これは別途、別の会議で取り上げさせていただきます。

それから、最後に触れたいと思うのですが、スリムな要員体制をつくりながら効率的な職員体制をつくっていくということを言いながら、矛盾した提案を実はこの計画の中では出しているのです。後ほど詳しく説明させていただきます。

とりあえず今言った3点について。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

最初に、3つの資料の提出のことでございますけれども、これについては提出は可能であるというふうに考えてございます。

それから、次は出退管理のタイムカード以外での管理ということでございますけれども、これにつきましては厚生労働省で定められているタイムカード以外でやる場合については、記入台帳等をつけての管理というようなことでございますけれども、それに該当するような似たようなも

のの時間外管理にかかわるような管理台帳がございますけれども、厚生労働省が示しているような内容の台帳にはなっていないというようなことでございますので、それについては今後それに向けた対応が必要になってくるかというふうに思っているところでございます。

それから、人数、ただいま申し上げました時間外での計算の112名と、それから私とその定員適正化計画で示されている113名、1人の差というところでございますけれども、今現在、病休の職員がございまして、その職員の部分での差異ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員の質問は既に3回に。

（「異議あり」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと待ってください。これはもともと3回ということに決まっておりますので、ご了承願いたいと思います。

（「再質問が3回」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

はい。

最初の質問ありましたでしょう。それで3回目に今回でなりましたので。

（「事件の議論ではないのですから」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

会議規則第54条の規定によって、発言ができないことになっております、3回以上はできないことに。

（「そういう1つの議案について」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと待ってください。発言は3回以上はできないということになっておりますので。

（「議事進行と言っているわけですから、取り上げてください」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

はい、わかりました。どうぞ議事進行の分で。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

少なくとも今日提案されている議案については、事件としてこの議会でもって受けて対応しているわけではないわけですよ。1つの議題として対応されて、なおかつ100ページにもあり余る資料について説明をされているわけですよ。それが三度の質問で全て終わりというふうに私は理解しないのです。1つの質問事項に対して再質問、再々質問まではいいけれどもそれ以上はだめですよという解釈をすべきでないのですか。そうでなかったら、議長を除いて11人の議員が33しか質問できない、32しか質問できないのですよ、33ですか。そんな不合理なことがありますか。

議会規則、10条に基づいて、この議決を求めるために提案をしたと言っている。そうすると、10条には何て書いてあるのですか。立派なこと書いてあるではないですか、10条に。議員が提案をされた内容についてしっかりと議論をお互いに高め合って審議をしましょうと書いてある。何がこの出された議案を3度の質問だけで終わりだと言い切れるのですか。ほかの同僚議員、それでいいのですか。おかしいでしょう。

議長（佐藤孝悟君）

いずれ会議規則のほうで決まっておりますので、そのようにいたします。ご了承願いたいと思います。

（「議長、そうするとですね」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと待ってください。基本的にはもうだめですという話で、3回以上はだめですという話になっておりますので、そこをご了承願いたいと思います。許可できないのです。

（「議長、今後のためにではちょっと」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと待ってください。

（「休憩」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時50分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

そのほか質問ございませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

大変立派な総合計画だとは思いますが、以前から私が話しておりますように、人口減少対策の部分がどこにあるのかなということと、それから今、何年か前だったかはっきりしていませんが、体育館の関係もこの生涯スポーツ振興の中にはないのではないかとこのように思って見ていました。これは今から、はっきりはわかりませんが、いずれこの体育館を建設をすることによって設計もなされておりましたし、それが代々町長がかわるたびにいろんなことがあって今日に至っているわけですが、いずれにしても今回のこの5年計画の中に体育館建設というのは一言も見当たらないというふうに思って見ていました。これはどうなるのかと。塩漬けにしてしまうのかというように、私初めあらゆるスポーツ関係者の皆様方からいろんな形で請願書等々出てきたわけでありました。このことがこの5年間になされないという、そういうことなのかどうか、

まずもってお知らせをいただきたい。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

1つ目でございます。

人口減少問題に関しましては、この総合計画の後期計画の中でうたっておる事業自体全てが人口減少対策に結びついていくものだろうと思っておりますし、例えば一例を挙げますと、子供たちへの医療費助成等々、こういうものを1つ挙げても人口減少に対応していくものになっていくのではないかというふうに考えております。

あと、体育館建設に関しましては、社会教育施設をどのようにしていくかということで、まちづくり推進課のほうでどのようなあり方がいいかという方向性を含めまして、今年度中に検討してまいりたいということで考えておるところでございました。

あと書いてあるところでございます、58ページの基本目標3の基本方針の下のほうに、「体育館や図書館など社会教育施設につきまして、当町にとってどのようなあり方が望ましいのか、議論を進めてまいります」という形で記載しておりまして、年度内に方向性について明確にしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

人口減少対策にあっては、この計画の中に全てに載っているのだという話ですが、これは現実問題、取り組まないと、何ぼ立派にここさ文章で書いても、これは問題解決にはなりません。

やっぱり私が思うのは、文章は文章として、本当に取り組む気があるのだから、ないのだからというそこのですよ。文章は言ってみれば、そんなに立派な製本しなくても、町民にわかりやすいような形でやってもらえば、そのことは問題はなくなるはずなのです。それをやらない。医療費無料にしたから人口が増えますか。そういう何というか、適当な答弁をされると私も困るのですよ。そういうことではなくて、きちっともう少し取り組む体制が必要なのではないかというように思います。

それから、2つ目の体育館の関係ですが、これは今年度中に取り組むということは検討することだろうと思うのだけれども、この5年間の中に取り入れられる、そういう余裕はあるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

ただいま千葉勝男議員の質問にお答えいたしますが、いずれ人口減少そのものについては、今回の総合的に出したこの提案内容で、やはり教育の分野、そして福祉の分野、そして産業の分野、それぞれ総合的な対応が必要であります。人口減少は、これをやれば100%こうなるのだという

ことではなく、まさに産業の振興も含めながら総合的な分野で、この部分でこのことをやっていこう、この分野ではこういうことを進めていこう、教育の分野では、例えばまだそういうふうな議論にはなっておりませんが、小学校の体制もこれでいいのかどうか、保育所、幼稚園の体制等も色々その各分野において抽出しながら、いずれ今回の地方創生は、まさに人口減少、そこにあるというふうに認識いたしておりますので、今後具体的なことは、今回は基本計画ということになります。実施計画という中に次の段階の細部にわたってのさらに掘り下げた実質的な施策がそこに展開されていくというふうに考えておりますし、もう1点の体育館の建設ですが、当然、体育館、そしてここでは社会教育施設というのをくくりにしておりますが、いずれ図書館、そして公民館のあり方、そしてもう一つは、議員もご承知のとおり、文化ホールの建設等についても請願が出ております。そういったことを総合的に今後検討されなくてはならない。3月の一般質問の中で、私も答弁させていただいておりますが、いずれにいたしましても、議員の質問の中に、任期中にはその方向を定められるのかというお話をいただきましたが、いずれ任期中にはその方向をさらにはっきりと定めていきたいという答弁をさせていただいておりますので、ご了解願いたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

これ以上申し上げても、なかなか望むお答えがないようですから終わりにしますが、いずれにしても今、町長がお話あったように、町長の任期まもなく折り返しになります。ここらあたりで、そういうものをここに打ち出してほしいなというように私は思っていました。非常に残念けれども、これ以上は申し上げませんが、いずれ私が今回で21年目の議員としての生活になりますが、町長7人もかわりました。そんな中で、この町長にあっては長い息をもって町政をしてほしいからこういう話をしているのですよ。非常に町民からも期待はされておるだろうというように思いますから、もう少しそこらあたりの、体育館壊してからもう何年経ったと思いますか。そういう思いをぴしっとしていただいて、これからの平泉丸の運航してほしいなという思いでお話をしました。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれにいたしましても、先ほど述べたように総合的な判断ということになります。1つは人口減少に伴う定住権の、やはり若い人たちも含めて平泉に住んでいただく、そして外に出ないように住んでいただける、また戻っていただけるような、そういう中で今、新たに企業誘致を今積極的に進めている段階であります。そういった段階でそういった整備も行わなくてはならない、そういう分野があります。と同時に、先ほど高橋伸二議員の質問にもありましたが、健全財政を維持しながらなおかつ政策的に、そして人口減少にも取り組んでいくというそういう中で、総合

的な判断を今していかななくてはならない、そういう時期にあります。そういった意味では、議員のおっしゃることは十分承知しているつもりであります。なお一層、本日お話しされたことも、しかと胸に刻みながら進めてまいりますので、今後とも特段のご理解をいただきながらよろしくお願いいたしたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

それでは再開いたします。

引き続き質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

後期計画の中で「4 消防・防災・救急体制の充実」についてお聞きいたします。

世界的に今、温暖化でございまして、さらには東日本大震災から5年ということで、さらに5年に1回災害、地震国日本でございますから、この辺、この地区にもかなりの災害があったわけでございますが、アイオン、カスリンから70年が経とうとしております。さらには5年、今回4月14日ですか、熊本県の益城町で内陸地震ということで、かなりの災害でございます。その中で、かつて7年前は岩手・宮城地震ということで内陸地震があり、大災害があったところでございます。この災害については、これらの消防・防災について内容書かれておりますけれども、かなりの全国的に災害が多いということが、私が言わなくてもご存じのとおりかと思っております。活断層があるということで、国でも発表しております。この辺は地震国でございますので、防災については消防の件とか、さらには防火水槽、あるいは消火栓ということを書かれておりますが、これで大丈夫、災害、あるいは熊本のような災害になったときに対応できるのかどうかということで、まず第1点お伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

災害発生時の対応ということで、いずれ地域防災計画を策定してございます。いずれそれに基づきまして、それぞれ対応すべき組織の中でも、対応すべき課等の指定等を持つ、また、あと避難する際の避難場所等を定めているわけでございますけれども、いずれこの中で、この地域防災計画を基本とした中で対応できるというふうに考えているところでございます。いずれ詳細な事細かなマニュアル等をつくっているわけではございませんけれども、いずれ災害発生時に対しま

しては、この地域防災計画を基本といたしまして、これに基づきながら対応させていただくというようなことでございますし、今後、県、国等の上位計画等でも様々な観点から見直せる内容であるかなと思っておりますので、それらを参考にさせていただきながら対応させていただくというような方向性で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

総務課長から答弁いただきましたけれども、この状況では熊本県の益城町を見ますと、災害にはとても、防災に対して、防火水槽、消火栓があった、一番火災でございますので、火を消すについてはもちろん水でなくてはならないというのが現状なのです。それで、熊本県のような震度7以上の地震が来ますと、消火栓は使えないのです、地下水からの水道管が壊れまして、防火水槽も割れて使えないかもしれない。その辺まで考えているかどうかわかりませんが、そうなるとう何を使うかという、火を消すので水がなくてはならないのです。

ため池、これをそのままずっと放っておりますが、これはどういうふうのため池を持っているのですか。やっぱり、かつて昔はため池を使って、火事になったときは消火したのです。このため池をそのまま放っばいて、土をのっこの状況でございますが、これは改修してやるべきではないかと私は思うのです、ため池の改修。大地震が来ますと、水道は破損しますよ。消火栓は使えませんよ。あるいは防火水槽、あるといたってそれも使えないかもしれない。その辺については総務課長、どういうふうに思っていますか。かつて7年前に岩手・宮城内陸地震があって、かなり地震が内陸だったのですよ。ここは活断層があるのですよ。その辺についてはどういうふうに思っているか。その2件についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まずは災害時の水利としてのため池の活用でございます。基本的にはため池はこれは農業水利でございます。いずれその農業水利の管理につきましては、それぞれの地域によって維持管理をなされているというふうに承知してございます。いずれ今後につきましても、またその農業水利だけではなく、防災時の水利というふうな形での活用も、今、佐々木議員がおっしゃったとおり、活用できるものでありますので、いずれ今までどおり、各地域自主防災組織の連絡協議会等も昨年度の3月に、今年度の3月になりますけれども、設立させていただいている旨ありますことから、地域でのため池等の管理につきましても、さらに強化、力を入れていただきながら、有事の際のそういう形での対応に活用できるような体制を常時整えているような形で、対応できるような形で各会議を通じながら、自主防災組織のほう、役員の方々にもお伝えしていきたいというふうに思っておりますし、そういう方向性で今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

ため池のことについてご答弁いただきましたけれども、ため池は基本的には地域の皆さんで管理するというのですが、町のため池があるのですよ。これいくぐらいあると思いますか。やっぱり町のため池は町で管理しないと。地域の皆さんで管理するというのはもちろんですけども、町のため池があるのです。町のため池いくぐらいありますか。それはやっぱり町でやらないとね。かなりの土がかかって、ため池が浅くなっている状態でございます。その町のため池をどういうふうに考えているか。

それから、災害と申しますと、4月19日、議会で2億3,000万の道の駅採択したところがございますが、道の駅のあの場所は、かつて水をついたときあります。災害になった場所であります。これは、予算があればだからと言って、そのままの状態而建てるということですけども、水害はという、道の駅のあの場所に、あそこ低いのです、かつて水ついたことあるのです。あの状況でどういう排水の仕方、内水はという処理するのですか。今度新しくするといっても、水ついたらどうなるのですか。

その点について、3点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

もちろんため池台帳というようなことで、管理しているため池、町内には、たぶん私の記憶でございますので、正規の数値と差異があるかもしれませんが、70カ所ぐらいあったように記憶してございます。いずれそのため池については、確かに町管理というようなことでございますけれども、基本的にはそのため池を活用する受益者がいらっしゃるわけでございます。受益者の方々に今までも管理をしていただいているところがございますし、今後もそういう形で受益者の方々に管理をお願いしたいというようなことでございます。いずれ適正な管理、例えば災害に遭って堤体が被災したというふうな状況であれば、それは補助を受けた災害復旧工事の対象になろうかと思っておりますので、それはそれで事業主体として町が実施させていただきますけれども、基本的な日常管理については、今までどおり受益者のほうにお願いして管理をしていただくような方向で、常に万全な体制で管理を行っていただきたいというようなことで考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

道の駅の内水被害についてでございます。これにつきましては、少なくともまず外水、外からの水は堤防等ができておりますので来ないものと考えておりますが、内水につきましては、議員もご指摘のとおり、来る可能性はございます。ただし、猫間が淵のほうに抜けるような形の水路を設けてございますので、内水の処理についても問題ないものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

後期基本計画の中で、50ページです、「4 観光・交流の推進」とあります。50ページの2行目から3行目にかけて、「リピーターの増加に向けた魅力ある観光地づくりが求められています」とありますが、これに関しまして。

先日、実は私、観光商工課のほう伺いまして、現在リピーターに関してどういうふうな流れとか、リピーターどれくらいいるかという資料の開示を求めましたところ、現状、リピーターのチェックをしていないという回答をいただきました。これは、実はこのリピーターのチェックというのは、手元に15年近く前の総合計画のものがあるのですが、こちらでも「リピーターの確保を目指す」というふうな文言がありまして、15年間特に何も進んでいないのではないのかというふうな認識をちょっと受けられたのですが、そこについてちょっとお答えいただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

50ページのリピーターの関係でお答え申し上げたいと思えます。

議員ご指摘のとおり、リピーターにつきましては、毎回、例えば両山で拝観券を求めた方に「何回目ですか」というようなご質問とか、あと駅に降り立ったときに「何回目においでになりましたか」というような全員に対する質問はしておりません。

ただ、今回、一関市と定住自立圏の中でDMOというようなことで今、組織を立ち上げまして検討しているところです。その中にありましては、外国人観光客のリピーターの関係とか、あと一般客の方のリピーター、抽出ではございますが、その中である程度の明らかになる数字が出ておりますし、あわせて今年度、地方創生の関係で観光客の経済効果がどのくらい町にあるかというようなことを現在行っている最中でありまして、その中で抽出してアンケート調査、あるいは聞き取り調査をする中で、ある程度の予測ができるものというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

1 番、氷室裕史議員。

1 番（氷室裕史君）

ご回答ありがとうございます。

リピーター確保というのは非常に難しいということありますが、リピーター確保しなければ観光のほうはもうやっていけないというふうに思っております。特に、そのリピーター確保のために、観光客の率直な意見というのはとても大切であると思えます。今後も平泉町、世界遺産も登

録されましたし、文化、歴史としてもすごく重要なものであります。ただ、この平泉町の世界遺産、文化、歴史に決してあぐらをかかないように、観光・交流の推進に邁進していただけたらと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

回答はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

資料の5ページの3つの戦略についてお伺いをいたします。

戦略1「町民と行政が共につくる協働のまちづくりの体制の確立」というものについて1点お伺いをいたします。

これが例えば7ページの「みんながそれぞれの役割でまちづくりを進めよう」という、その後段の下のポツのあたり、平泉第4次行政改革、2つ目のポツのあたりからいきますと、「町職員の事務執行能力の向上や専門知識等の向上に努め、職員の資質向上に取り組んでいきます」、それから最後のポツの後段の2行目、「町民と行政の協働体制の確立に向けた多様な取り組みを積極的に行っていきます」ということが述べられてございます。

そこで、職員の教育という問題であります。この職員の地域への地域づくりの中に、どのような位置付けでもって職員を張りつけていくのか。願わくば、やはり職員の地域担当制という考え方はとらないのか。地域で育て、または職員は職員を育てるという意味合いから、課長級の方々が職員をやはりその中で実務的な教育もしていく、いわゆる職員寺子屋体制のような、職員の教育を地域と職員、課長クラスでやっていくといったことが望ましいのではないかと思います。このみんなで作る地域づくりの中における職員の担当制、もしくはどのような方向で参画をさせようとするのかというものを1点お伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ職員の資質向上のための研修等、それにあわせて今、真竈光幸議員からご指摘いただきました地域担当制というようなことでございます。過去におきましては、それぞれ地域の状況等をそれぞれが把握できるような体制をとったというようなことで、地域にそれぞれの担当職員を割り振って対応したこともございました。いずれ今回、今現在ではそれぞれ職員を各地域に割り振ってそれぞれの地域の状況を周知させるというような形の考え方の方向性は考えてございません。ただ、将来的にはそういうことも必要であるかなというふうに思っております。今現在、考えている研修については、一般的な公務員としての資質向上等々に向けた研修というよう

なことでここには記載させていただいたところをごさいます、いずれ町村会等で実施してごさいます研修がごさいます、それぞれの職務職階に応じた研修がごさいますので、その中でその年代年代に応じた資質向上に向けた取り組みのための研修というようなことで書かせていただいたところをごさいます。いずれ今後につきましては、いずれ地域住民の方々と一緒に、ともにつくるまちづくりというのは重要な内容というふうにごさいますので、それに向けた方向性も今後検討しながら対応させていただくときが来るものと考えているところをごさいます。

以上をごさいます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

ぜひそのような観点で、職員を地域に派遣する良さというのは、やはりその地域の抱えている課題に最初から取り組むというその姿勢を見せる、その地域に見せるという姿勢をぜひおとりいただきたいなというふうに思います。その地域の課題は、その地域に住む人々だけで解決できるものだけではない。やはりその中に行政の職員が入り込んでいって、一緒に知恵を絞って解決を図る、もしくはより活性化のするプランをどう行政が受けとめていただけるかという観点を、若手職員をどんどん派遣していただいて、一緒に地域づくりに参画できるような体制づくりをしていただければというふうに思います。

2つ目の質問をごさいます。

戦略の第3であります、ここに「多くの町民が強く望んでいる安全・安心なまちづくりの推進」についてであります。10ページです、3番目のポツです、「すべての高齢者が安心して生活できるよう、「在宅福祉サービス」を行うとともに」、ここからです、「見守り活動や声かけなどにより地域全体で高齢者を見守っていく地域支援を推進していきます」とうたっておりますが、この具体的な方策についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

10ページの全ての高齢者が安心して生活できる在宅福祉サービス等、地域での見守りをどう行っていくかにつきましては、今年度から、行政組合のほうから、それから平泉町でも辞令を交付しまして、生活支援コーディネーターを設置しているところです。生活支援コーディネーターにつきましては、高齢者の地域でのさまざまな課題、それから要望等をどう実現していくかということを中心に検討いたしまして、その実現に向けて具体的な施策をどう対応できるかということを検討していきたいと考えております。地域、各行政区で基本的にはご検討を一緒になってしていくのですが、その行政区で対応が不可能な場合には、場合によっては町全体でそれを支える体制ができるかどうかとか、見守りをどうするかとか、そういうものも含めて対応を今年度から検討していくということしていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

その方向でよろしいのかと思いますけれども、その具体的な何もお示しになれない、例えばそれを何を今おっしゃっているのか、その具体的な方策について、例えばそれが高齢者の方が病院に行けない、日中にどなたも家族がいらっしゃらない、どうやってその病院に行けるのかとか。もしくは認知症を患っている方々がいらっしゃいます。こういう方々の見守り体制をどのようにやるべきなのか、それは全て地域で問題を解決してください、地域ができない場合には行政は何らかの手助けをします、その何らかの手助けということについてもうちょっと細部を教えてくださいませんか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

具体的には、例えば今おっしゃったような病院につきましては、社会福祉協議会でもボランティアを募集して対応はしておりますけれども、さらに見回り周り含めて、例えば地域の方が買い物とか、それから安否も含めて買い物を手助けするとか、そういうふうな形で基本は地域に置きながらもそれができない地域については、例えば病院については先ほどの社会福祉協議会のような組織で対応していただくとか、もしくは例えば困っている買い物とか、雪かきとかを具体的にどうするのだというのを地域と相談しながらも、さらに行政として広域的な形を見据え対応していくというようなことで考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3回になりましたので。

そのほかございませんですか。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

1点についてご質問いたします。

健康福祉交流館につきまして、今までも議員からのいろんな収支の問題とか、そういったところで何回か一般質問とかでもあったと思うのですが、今現在の繰り入れの状況、そして今後どういった形で健康福祉交流館を運営していくのかというところで、この計画の中にこれは病院福祉の健康増進のために活用していくという計画がございました。そのことを含めて今年度、平成27年度は当初900万ほどの繰り入れを見越していたところ、決算のところでは1,600万余りという繰り入れになっていまして、平成28年度は当初から1,300万という繰り入れで始まったところではあります。今後やはり、たしか国も公共施設の管理計画ということを求めているというふうに、たしかそういうものが出ていると思いますが、そういったことを含めて平泉が今抱えているこういった公共施設の管理の見通し、そこを含めてこの健康福祉交流館、今後の対策についてどういふふうなお考えか伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まずは繰り入れの状況ということでございますが、議員おっしゃるとおり、そういう状況でございます。ただ、平成27年度の状況なのですが、入館者数につきましてはおかげさまで前年度よりも8,500人ぐらい上回っておりますし、あとそれから収入につきましても、やはり280万ぐらいの増収は見込まれているというふうなことで、少しずつではありますが、夏とか冬のキャンペーンなども実施し、それらが定着していく中で入館者数が前の年よりはそういう状況で増えてきております。全体的には9万3,000人ぐらいになってきておりまして、これは平成23年の震災のときに、あるいは世界遺産登録といったようなことで10万人を超えた時期を除けば、19年以来ぐらいの数字まで位置を戻してはきております。ということで、様々な対策を講じながら、それでもなかなか収支ということになりますと、最終的には繰り入れというふうな状況にはなるわけなのですが、それらを少しでも減らしていくような努力は今後とも続けていかなければならないというふうに思っておりますし、また続けていくということでございます。

それから、施設の管理計画でございますが、これは立てておりまして、今後の管理について指定管理の話とかはございますが、なかなかそちらが、その指定管理の相手方となかなか話し合いが思うように進んでいないということは一方ではございますということで、当面はそういったような将来的には指定管理といったようなことも見据えながら、現状はいずれ現状のまず直営の形でいくということです。そういったようなことは基本にしていくのかなというふうには思っております。ただ、あと指定管理以外で部分的な委託とか、できる部分があるのかないのか、そういったようなこともあわせては一応検討はしておりますが、一応直営で、当分の間は直営の形で進んでいくというふうな形になるというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

結構今までもずっと言われてきたことでありますので、今あそこの中に入っている団体も非常に大変な状態なので、近々ということもあわせて聞いておりますし、そして今この計画の中で健康福祉と、そういった目的で町長はここを活用していくのだという考えだと思うのですが、やはりこの計画のところでそういったものであれば、方向性をきちっと今出さなければ、後期5年の中でますますという形になっていくのではないかというふうに危惧しているところですので、そこのところをやはり町長の考えもお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

福祉交流館のみについてのご答弁ということにさせていただきますが、いずれにいたしましても、まさに福祉交流館であります。そして、近年は、特に平成27年度は8,000何がしですか、の

入湯者数も増えてきております。ただ、それも運営協議会とも色々ご相談しながら、様々なキャンペーンを今繰り広げながら、さらに入館者数を増やすための、またいっぱいの人たちに入っただけ、まさに高齢者から子供さんたちからということで、いずれにいたしましても、今後人口減少という中で、先ほど5番の真筆光幸議員からのご質問にもありましたが、様々なサロン活動というのを今多く利用されてきております。地域地域でやっている地域の公民館等も利用しながらサロン活動を従来行ってきた方たちが何回に1回かは交流館に来て、温泉につかりながら地域のことや身の回りのことや様々なこととお話ししながら、まさに福祉交流館になってきたというふうに思っております。なおかつ子供たち、生徒たちの様々なスポーツ、町内で主催したり、町内で開かれるそういうスポーツイベントなども当日限りにはしておりますが、優待券等も付けながら多くの方々に利用していただくような、今特にそういう平成26年度、平成27年度、また本年もですけれどもやらせていただいております。そういった中に、今、町民温泉として、そうして抱えているものを今後も、なおかつ人口減少に伴うそういった中で、さらに福祉の向上を図る意味でも、入館者、入湯をする人たちのニーズもさらに把握しながら、運営協議会とも相談申し上げながら、さらに活用を深めてまいりたいというふうな方法で進めてまいりたいというふうに思っております。現時点では、指定管理にするというその意向は、今、自分自身としては持っておりません。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

後期計画の関係では、地方創生の地域計画の部分は、この計画のどのような反映の仕方をされているのかお知らせ願いたいと思います。

私は人口減少の中で、住宅対策関係を見ますと、現在の町営住宅5団地206戸の管理に努めるということでございますが、今後、町営住宅は考えていないというふうに読めるのですが、この中では民間主導で住宅を建ててほしいという希望に近いような内容に読めるのですが、そうしますと、上野台団地の高特賃で建てる予定だった第4号棟についての敷地の関係がございしますが、それらについては一切触れておらないのですが、これらをどう国土交通省に返還するのか、それらを計画を変更して何か活用するのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、この5年間でやるという情報化の部分では、比較的というか消極的な計画のように私は見えますが、当町は情報化に関してはこの計画で5年間を進めるということのようですが、世間の進み方と乖離があるように思うのですが、その辺の認識はどうとられているのか。

あとは上水道の関係ですが、有収率82.37が、パーセントであります。それを83%にするということで大変意欲がないといえますか、手の施しようがないというのが現場の声なのかもしれませんが、これらの対策、一時的に、ここで言っているのは、老朽管さえ直せばよくなるというような計画のようですが、それだけでは済まないように、今までの計画でずっとやってきた部分ではそれだけでは済まないの、一時的にでも借り入れして、大々的に水道を有収率を向上する

というような策はとらないというふうに計画ではなっているのですが、そこら辺、今後もこのままの有収率で続けるおつもりなのかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

地方創生に対しましてまず最初にお答えいたしたいというふうに思います。

地方創生に関しましては、この総合計画に基づきまして地方創生の総合戦略をつくっていくという形になってございますので、これが大きな計画になりまして、その下に昨年度策定いたしました総合戦略がのってくるという形になってございます。ですから、地方創生を細かくうたっていくという形はこの総合戦略のほうになるうかと思えます。それで、総合戦略のほうは若干年度がずれておりまして、平成27年から平成31年までの成果の5年間という形になっておりまして、その平成31年に対しまして目標値を定めて、それを達成するという形で人口減少に取り組んでいくということで策定しておるところでございます。

あと、私の関係するところでは、情報化に対しましてご質問がありましたのでお答えいたしたいというふうに思います。

情報化に対しまして非常に消極的ではないかというご質問でございましたが、ホームページにつきましては今年度全面改訂をする予定になってございます。それと、あと今月25日からフェイスブックを開設いたしまして、随時更新をしながら情報発信に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、今年度、課内でもちょっと調整をしておるところでございますが、これからは個人のブロガー等に情報発信していただくというのが国のほうでも方針でございますので、個人のそういう情報発信をしてくれるようなブロガーを育てていくような施策ができないかというものを今検討しておるところでございます。

あと、さらに情報化の中で一番大きな問題としましては、この基本計画の中でも書いてございますが、個人情報保護というものが発信以上に非常に難しい問題だなと考えておるところでございます。特に今年度からはマイナンバーがスタートしておりますので、町としましては、情報発信はそのとおりでございますけれども、逆にこの個人情報の保護等にも努めていきたいということをお内部で今検討して、対応に漏れのないような形で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町営住宅の建設についてまず最初にお話をしたいと思います。

町営住宅につきましては、長寿命化計画、これに基づきまして、町の将来の人口等を考慮いたしまして、管理する住宅については上野台と高田前住宅、この2つを管理するという計画で今進

めております。これはやはり人口が減少するという中で、これ以上の公営住宅の建設は効率が悪いという結果でそういうことになるということでございます。

次に、上野台の跡地利用につきましては、現在、特定優良賃貸住宅の建設地として確保していたわけですが、これについては国土交通省と、県と今協議をいたしております、その公営住宅以外の跡地利用ということで今進めておまして、今具体的に国・県からこういう資料、あるいはこういう手続が必要だという具体的な指示が来ておりますので、それに基づきまして、できれば今年度中にそういう手続を完了をしたいということで進めております。その跡地利用につきましては色々な案がございますけれども、それは具体的にあわせて今年度できていくのかなというふうに考えております。

次に、水道の有収率についてですが、確かに83%ということで現在の有収率から比べればそれほど大きく伸びるというものではございませんけれども、ただ、2、3年前は80%を切っていたという状況等を勘案すれば、現在の有収率83%というのも、逆に私どもからすれば高い数値というふうに捉えております。これはやはり配水管が布設して40年以上経っていると、まさに更新の時期であるということと、あと今年度から行います給水管の鉛管の改修もございますので、これらをきちんと進めていけば83%というのは達成できるのではないかとこのように捉えております。

次に、大規模な配水管の布設替えをしてはというご提案でしたけれども、大規模な多額の事業費を要するということになりますので、単年度でそういう事業費を使うということになりますと、企業会計でございますので、当然料金にはね返るといことが考えられますので、やはり計画的な財政運用を進めながら、計画的な事業費を使って配水管の布設替え、そういう大規模な工事については特に慎重に進めていくしかないのかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

地方創生は後期計画の下だということであれば、年度はずれても24年後の目標として5,031人の推計を5,400に上げるという部分では、私は住宅のその誘導策が必要ではないかということを行っているのであって、住宅、町営であろうと民間であろうと、やはりそういう部分をどうやった形で増やしていくかということが、当町の主だった産業といっても農業と観光しかない中で、住環境の整備がやはり人口を保持なり増加に役に立つものだというふうに私は考えるところですが、そうしますとこの民間に対する希望的観測だけでいいのかという、何か誘導策が考えられているのか、この文章では何もないのですが、その部分をお聞きいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

住宅施策に関しましては、平泉町の庁舎内で少子定住化対策本部というものを設置しておりますので、それらの会議で町営住宅の跡地利用等々を含めまして、住宅地を増やしていくという形で今後進めていくという方針を確認しております、それに向けてまちづくり推進課のほうで今

年度取り組んでいくという形で進めておるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

時間12時になりますが、そのほかございますか。

次の予定がありますので、このまま進めてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

では、このまま進めたいと思います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

最初に、議事の運営上のことなのですけれども、議員のやっぱり発言を保障するという問題と、それから議会の規則がある、それから動議についても決まりがあったというふうに思いますから、あとやっぱりなれない議会運営ということも私にもありますので、その辺は議長が適切に対応していただければありがたいなということ。

本題に入りますが、膨大なこの計画の資料ですから、いくつかは過剰的に提案といいますか、そういう形ということなのですが、基本目標の1のところの保健・医療、17ページになるわけですが、端的に色々と健診などのことも触れているわけですが、やっぱり今日の病気の関係をいいますと、脳ドックの検査への助成ということも考える必要があるのではないかなということで、死因の第3位になっていました。今、合併してないわけですが、旧東山町ではそういった助成もしていました。やっぱりそういった点も積極的に進めて行くべきだろうなど。

あと、それから5になります、子育て支援、30ページになります。

これは別なところでも申し上げましたけれども、以前の計画では財政的な支援というような具体的な言葉も入っていたわけですが、これがなくなってどうなのかなということもありました。やっぱり経済的な問題が産み育てるといって点で障害になっているという中で、今日も最初の説明で、この会議ではなくて、この計画が全てではないということで、実際現場でも色々苦労してやられていると思うのでありますけれども、その辺も、私たちやっぱり第2子からの無料化とか、そういった積極的なことも、本当に若い世代を定着していただくという点でも大事なかなというふうに思っていました。

それから、基本目標2ということで、55ページになりますけれども、「5 雇用・勤労者対策」ということで、リフォーム助成というのが前にあって、新年度からこれがなくなったということで、やっぱりこれは雇用をつくっていく地元の人たち、建設業なんか、ここは非常に裾が広いということになりますから、これはやっぱり復活させるべきではないかなというふうに思っています。

それから、基本目標の3というところでは、

ここら辺はちょっと深く組んでいると思いますが、1の生涯学習、58ページになりますけれども、この点でも前段、質問ありました。現状と課題の最後の2行ですが、体育館や図書館

などの社会施設につきましては、どんなあり方が望ましいのかということで、議論を進めてまいりますというふうになっていました。この間、議会でも色々あったということとか、町長選挙でのいろんな政策論争もあったということ踏まえてだと思っておりますけれども、実は体育館の問題だけではなくて、これを見ると総合的にと、体育館、公民館、それから図書館も今やっぱりどうするのかということがあると、それらを総合的に見てどういうあり方なのかというふうに理解しているわけで、それが正しいのかどうかということと、それから公民館が非常に老朽化しているという点で、ここは教育委員会などでも色々苦勞をし、いろんなことを考えているのかなと思うのですが、ここはやっぱり町長の政治判断といいますか、決断一つでこういったものも決まるのだらうなということが思いますので、とりわけ基本目標3のところの公民館の建設は検討するという言葉で、前期の計画にはなくて後期に載ったという点では非常に評価されるべきものだと思いますけれども、先ほど来出ている5年間の計画ですから、本当はもう少し踏み込んだ表現が必要なのではないかなということで、まず町長に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山議員の質問の総合的な部分でお答えをさせていただきますが、いずれにいたしましても総合計画、議員もご承知のとおり、先ほど地方創生という一つの、今、国の大テーマでありますし、それを今現場におろして実際どうやられるかというのはやはりある意味では各自自治体の方法がそれぞれあると思う。例えば、平泉は平泉としての自治体との地方創生のあり方、また隣の市、隣の町にはまたそれぞれの、まさに現場に合った地方創生のあり方が今問われているのだらうというふうに思います。しかしながら、各自自治体は従来、人口減少については今始まったことではなく、むしろ歴代の町長初め、議会も、まさにその自治体がいろんな角度から取り組んできたところであります。その後も一極集中で進めてきた国のあり方が、むしろ大きな課題が今ここにある。ただ、その中に今、国がやはり地方を元気にしていくのだというのが、今その力に出てきていると思いますが、実際、今新たにというよりも、従来それに取り組んできた自治体がそれぞれあるわけですから、それをやはりベースにしながら進めていかななくてはならないのだらうというふうに思います。

先日、地方創生大臣とお話しする機会もありましたが、そのときに1つ提案させていただいたのは、やはり地方がもっと使い勝手のいい、そういう地方創生にさせていただきたいと。そういった意味では、現実的には今そういうふうな形には、大臣のおっしゃることと、実際の現場は、現場というのは官僚等です、そして地方で出しているものをある意味では違う角度からものを見て、予算の執行の仕方を、出し方をしている。それにもっとやっぱり大臣がおっしゃるとおり、まさに地方を元気にする形であれば、よりもっと使い勝手のいい、そういう施策にやるべきだという議論をさせていただいた経過もあります。

いずれそういったことも含めながら、いずれ町としても総合的な、例えば今、体育館の建設の

こともですが、今、地方創生そのものが出てきているような予算の出し方が、ノウハウが提案されており、それをこの総合計画の中にどの部分にその施策を生かしていくかというのが、今、我々が、私が問われているところだというふうに思っております。

そして、この総合計画をやはり実現していくためには、そういった様々なそうした予算の執行されるものを、いろんな引き出しがあるわけですがけれども、そういったものをやっぱりきちっと捉えながら進めていく。ある意味では覚悟を決めながら進めなくてはならない、そういう状況にあるというふうに認識をいたしております。いずれ4項目の細部にわたっては、担当のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

最初のご質問の脳ドックの関係なのですが、平成25年度の死因別死亡者数を見ますと、悪性新生物が第1番で116人中28人、心疾患が19人、それから3番目に脳血管疾患が17人ということで、脳の関係は確かに死因についても人数は多いということは把握しておりますけれども、具体的に脳ドックがどのような形でどうできるか、どう有効的だか、そこら辺もちょっと研究させていただいて今後の対応を検討していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

30ページの子育て支援に係る経済的支援ということでございましたが、この中では、31ページのみずは（2）の「母親と乳幼児等の健康の確保・増進」の中で、後段の「また」以下なのですが、中学3年生までの医療費助成を継続しているということと、さらに給付内容の拡充について検討しますというふうな表現になってございます。

前期計画では、中学3年生までの所得制限なしの完全無料化を実施しております。ということで、そういうことでまず1つの目標を達成したという認識です。

それで、さらに今後については、5年間についてはさらに拡充を検討していくというふうな表現にさせていただいておりますので、そこはどのような中身になっていくか、県内の状況等も見ながら判断はしていきたいですし、また当然、財政負担ということもありますので、そういったことも考えながら判断をしていくということになります。

それから、もう一つ、この中にはないのですが、保育料の関係もございまして、そのことにつきましては、国のほうでこの4月から第2子及び第3子の半減あるいは無料化の年齢拡大を、所得制限があるのですが、という形で実施をいたします。町では、従来から第3子については国の制度を超えて完全無料化にしております。それで、第2子についてはこれまで国と同じだったのですが、今回そういうふうな国の動向を受けて、さらに国の範囲を超えて第2子については所得制限なしで半減、年齢制限もなしで半減、半分にするというふうな施策に変えてきております。そういったようなことで経済的な支援だけでなく、それは最終的には子育て支援あるいは定住化

といったようなことに繋がっていくのではないかなということ、今後も引き続き検討を重ねていくというふうにしていきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

住宅リフォーム事業についてお話しいたします。

住宅リフォーム事業は、平成21年度から内需拡大、あるいは地域の活性化という目的で事業が始まったわけですが、そうした中で震災等もあったということで、国もそのうち、国からの補助事業も該当するようになったという経過がございます。

そうした中で、平成27年度におきまして、この住宅リフォーム事業については事務事業評価ということで、その評価をいたしております。そうした中で、第三者委員会等の経過を踏まえまして、ある一定の成果はおさめたのではないかと。そうした中で、国の補助の対象という範囲内であれば進めるべきであるけれども、先ほど言ったように、一定の成果は上げたのではないかとという事務事業評価をいただいたところでございます。

そうした中で、国では平成28年度から交付金の対象から外れたということになりました。その経過を踏まえて、町では平成28年度からこの住宅リフォーム事業は廃止をしたという経過でございます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

58ページの生涯学習社会の形成のうちに、現状と課題の一番最後のところにあります「体育館や図書館などの社会教育施設につきまして」と、そういう部分についてでありますけれども、ここ数年、特に体育館建設をめぐって議会で様々な論議がありました。懇談会においても、いろいろなご意見をいただいているところであります。健康づくり、それからスポーツ愛好者、そういった方々の思い、一方では芸術文化活動にかかわっている方々、あるいは生涯学習として公民館利用等を一生懸命されている方々、そういった方々の思いとそれぞれあったわけでありまして、そういったことを受けまして、ここに記載されておりますように、どのようなあり方が望ましいかということのを改めて再度検討していくというふうなことが必要であろうというふうに思うところであります。

全ての施設を形に一気にするとすれば、多分一年間の町の予算ぐらいはかかるであろうと思います。到底それは難しいことだと思います。とすれば、どのような形で工程表をつくりながら進めていくかというふうなことが大事になるだろうと思いますし、その前段階として庁舎内はもとより町民の方々のご意見もお聞きしながら、どのように進めていけばいいかということを考えていくべきであろうというふうに思います。後期計画5年間の中で全てが形として完成するということはほぼ不可能だろうというふうに思います。そのためにも、どういうふうに進めていけばいいかということからまずスタート、リスタートするといえますか、いうふうなことが肝心かとい

うふうに思いますので、先ほどまちづくり推進課長が申しましたように、今年度からそういった形の話し合う場、語り合う場を立ち上げて進めていくというふうなことではないかなと、そのように思っているところであります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

子育てなどはとりあえず提案ということだったのですが、丁寧な答弁いただきありがとうございます。

それで、公民館についてです。公民館は築50年ということで、私調べましたら、ここ今、両磐といっても2つの自治体しかないわけですが、一関市には33の公民館と、今名前が変わりまして市民センターということになったわけですが、旧町村時代から役場、町が責任を負っていたという公民館33、その中で平泉公民館を含めると34になったかな、その中で一番古いのが平泉公民館なわけです。こんな古い公民館はないということで、一関市のほうも随時建て替えたりやっているということで、公民館は、町長もそうだと思うのですが、私も公民館で育ったということではないのですけれども、公民館を拠点にいろんなことをやってきたわけで、やはり今新しい時代の中でも公民館の役割というのは重要だと言われています。そういう点でも、やはりそこが、体育館は耐震、耐えられないということで壊してしまったと、壊さざるを得なかったと。公民館自身はまだそういう点では大丈夫だとはいいますけれども、やっぱりそういったことを考えても、一番かなり古い公民館はやっぱり急いで建てなければいけないだろうなというふうに思っています。

そして、今、地震の災害なども起きて、そういったときにやっぱり避難所とかいろんな拠点にもなったりすると、あるいは今はたしか平泉公民館の場合は駐車スペースといいますか、そういった災害時の何か入れるプレハブがあったように思いましたけれども、そういった点でも、やっぱり大きな役割を果たさなければならない公民館がこれでいいのかということだと思うのです。そういう点で、先ほど町長のいろんな財政的な問題、教育長も述べましたけれども、非常に苦労するところだと思うのです。もちろん、以前は図書館も一緒だったとか、今、体育施設というかないわけですから、公民館によっては大きい体育館でなくても、ちょっとしたスポーツができるスペースがあるわけです。それもないわけですから、公民館では色々やると役場の会議室を借りなければいけないとかということもあるようですから、そういったことから、やはりここはいろんな苦労はあると思いますけれども、やはり早期に建築、改築といいますか、そういったところで頑張っていただきたいなというふうに思います。

それから、デマンドタクシーということを私も色々言ってきたのですが、高齢化社会に備えた問題で色々計画で述べています。89ページになるわけですが、やっぱりそうすると高齢者の方が快適にというか、社会に参加していくという点でやっぱりそういった公共交通というのが大事だというふうに思いますので、その辺も積極的にというふうに思います。

それから、防災の問題ですけれども、97ページになります。

今、九州の地震の問題が連日報道されるわけですけれども、私も驚きましたが、5年前の震災を経験して、まだそういうことが、食糧が届かないとかあるのだなということによってびっくりしました。もちろん地震の形が違うということもあると思うのですけれども、そうすると今より早い日はないわけで、町としても色々防災のことを、前段も出ましたけれども、色々災害が起きたときにどうするかということはやられていると思うのですけれども、内陸地震のときに、一関市では、花泉だったのですけれども、水道のバルブがわからないということがありまして、退職された職員に聞いてようやくわかったとか、それから広域合併をしたものでしたから、あのとき巖美のほうに別なところから行った職員が行って、地理もわからないし事情もわからないということで、非常に初動で苦労をしたということがありました。そういう点で改めてその辺の、いつ起きるかわからない災害ですから、体制を…

(「短く」の声あり)

4 番 (三枚山光裕君)

失礼いたしました。そういうことで必要なのではないかなというふうに思います。

以上ですので、積極的にそういった住民のニーズに答えて取り組んでいただきたいということでお願いいたします。

議 長 (佐藤孝悟君)

答えはいいですね。

(「はい」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

そのほかございませんですか。

3 番、阿部圭二議員。

3 番 (阿部圭二君)

私のほうは、ほとんどお願いに近いものがあるので、返答はたぶんいらぬかとは思いますが。

最初に、先ほど住宅リフォーム助成制度の話が出ていましたけれども、私は一関の資料なんかもちよっと見まして、1996年に6,477件あった事業所数が、2012年には5,613件となって、個人事業主が16年間に31%減ったのですけれども、これ一関の例なので、平泉はまた別なのでしょうけれども、それでも減っていることには変わりはないとは思いますが。

それで、密着型の小売店とかがなくなってきたというのは確かだと思うのです。それで、先ほどデマンドタクシーみたいな話もしていましたが、実際にお店等が必要なのではないかと。それで、お店に対して、リフォーム助成制度もさることながら、それも確かに必要なのですが、お店に対しても新築する場合にはさらにお店に対しての助成制度みたいなものがあるのもいいのではと。確かに今、中尊寺に向けての道路を整備していますけれども、道路はできても店ができないというか、これは平泉にとっても損失だと思われれます。

それから、木材利用促進法に基づいて社会資本整備総合交付金というのがありますが、それを財源にして住宅リフォームをぜひということは言いたいとは思っておりました。助成事

業及び耐震工事もさらに充実してほしいなど、できれば恒久化も考えてほしいかなと思っております。それから、地元木材を使った住宅に対しての補助というのもあってもいいかなと思います。また新たなニーズが生まれるかなと思います。

質問ではないので、考えていただければいいかなと思います。

それから、ちょっと範囲が多岐なので、ちょっと色々な部分とも兼ね合いがあるのですけれども、これは一関の人ともちょっと、市とも考えていただきたいことなのでありますけれども、一関市の駅に降り立って、1時間ぐらいでこの辺の地域のこと知りたいと言っている人があったのですけれども、どこへ行っても駅の周辺とかというのは何もないらしくて、できれば平泉もちょっと入って、地元地域の特産品も含め、それからいろんな観光地のものも含めた、そういうものが一度に見られるような場所というのも考えていくべきではないかなと。特に、車社会もさることながら、電車での利用もかなり増えていますので、そういう部分も必要かなと思います。

そして、106ページの基本目標6の部分に係るのでありますけれども、各行政区と町の対話というのもしっかり必要なのですけれども、ある程度項目をとって行政区同士で、行政区の中で話してもらって、それを引き上げてくるような部分というのも必要かなと思われま。

これ全てお願いでありますので、よろしくお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

お願いということでよろしいですね。

そのほかございますでしょうか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

進行というお話がございましたので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから議案第32号、新平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひします。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第32号、新平泉町総合計画後期基本計画の策定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決しました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本４月第２回会議に付託された議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって平成28年平泉町議会定例会４月第２回会議を閉じます。

散会 午後 ０時２８分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 阿 部 圭 二

同 三 枚 山 光 裕